

札幌市電子契約サービス提供業務 【回答】

令和7年10月29日更新
札幌市財政局管財部契約管理課

NO	資料名称	該当ページ	該当項目	質問内容	回答
1	告示	1ページ	3(5)	入札参加にあたって、入札公告に『3 入札参加資格(5) 本市が定める管理基準（別添「個人情報取扱安全管理基準」参照。）に適合する管理体制を有し、かつ、その証として「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」を提出できる者であること。』と記載があります。 個人情報取扱安全管理基準適合申出書に向けて資料準備をする中で、添付書類も求められており、名簿の提出等の社外秘情報について提出ができない場合も提出が必要でしょうか。	社外秘の情報が含まれるため提出できない場合、「●●を策定していますが、当社のセキュリテ対策に関する内容が含まれ、社外秘の情報となるため、添付することができません」等と記載してください。 添付資料がない場合であっても、履行実績等により必要な保護措置が講じられているかを判断いたします。
2	仕様書	-	-	貴庁では、建設工事に関連する契約を電子契約で実施する予定はございますでしょうか。	札幌市が行うすべての契約（物品・役務、工事・建設関連サービス業等）において電子契約を実施する予定です。
3	仕様書	3ページ	6(3) 6(4)	予定がある場合、6 機能に関する要件（4）に記載の「建設業法（昭和24年法律第100号）上義務付けられている建設工事請負契約に関する書面の交付を代替するサービスとして、サービスが建設業法施行規則第13条の4第2項の技術的基準を満たすものであること。」という要件については、安全に建設工事に関連する契約にて電子契約を行うという目的から、令和2年に改正がされている現行法の技術基準に適合するという回答をグレーゾーン解消制度で取得していることが必須という認識でよろしいでしょうか。	仕様書のうち「6 機能に関する要件」(3)のとおり、「グレーゾーン解消制度へ申請し、電子署名法第2条第1項に定める電子署名に該当するものとして回答されていること。」を要件とする旨を記載しております。
4	仕様書	3ページ	5(2)イ（ア）	5 業務内容（2）サービス運用支援業務 イ 電子契約書の保存（ア）仕様書に記載の「電子契約書は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号）への対応ができること。」という要件については、契約相手方の業務負担を考慮し、同法第7条の法的要件を満たしているとの外部の認証を受けたサービスであることが入札への参加条件になるとの認識でよろしかったでしょうか。 ※認証を受けていないサービスを利用する場合は、利用者側で個別に電子帳簿保存法の対応状況を確認し、法的要件に則った運用を設計等を行う必要性が発生する可能性があります。	「電子契約書は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号）への対応ができること。」を要件としております。 この要件を満たす場合、「外部の認証を受けたサービスであること」を入札への参加条件とはしておりません。

札幌市電子契約サービス提供業務 【回答】

令和7年10月29日更新
札幌市財政局管財部契約管理課

NO	資料名称	該当ページ	該当項目	質問内容	回答
5	仕様書	3ページ	6(4)	6 機能に関する要件 (7) 「サービスを利用して契約締結に係る事務を行う本市の職員の氏名、所属部署名及びメールアドレスの情報を一括登録できる機能があること。」という要件については、円滑な運用を行うために、アカウント上で検索を行うための要件と理解しておりますが、こちらは所属部署名を単独で設定する項目が必須という認識でよろしいでしょうか。	所属部署名を単独で設定する項目は必須ではございません。
6	入札説明書	1ページ	3(3)	契約締結日から令和8年3月27日までは、利用開始に向けた準備を行う「サービス導入支援業務」（導入支援期間）という認識でよいか。	ご認識の通りです。
7	入札説明書	-	-	本入札における最低制限価格及び低入札調査基準価格はございますでしょうか。	最低制限価格及び低入札調査基準価格はございません。
8	入札説明書	-	-	入札書（別紙1）に記載する日付は、開札日（令和7年11月17日）で問題ないか。	入札書（別紙1）に記載する日付は、作成日の日付を記載してください。
9	入札説明書	2ページ	5(2)イ (イ) a	内訳書（別紙2）に記載の「（※2）入札書と内訳書を左側2か所にステープラー（ホチキス）止めのうえ、契印し、提出すること。」という記載について、具体的にどのようにステープラーと契印を行えばよいか、共有頂けますでしょうか。	入札説明書5(2)イ (イ) aに詳細が記載されております。ステープラーと契印の方法は以下のとおりです。 ①入札書及び内訳書を左側2か所にステープラー（ホチキス）止める。 ②入札書の裏面と内訳書の表面を見開きの状態にし、両ページにまたがって押印してください。
10	入札説明書	2ページ	5(2)イ (イ) b	「入札書を送付により提出する場合は、二重封筒とし、上記aで作成した封書を外封筒に入れ、その外封に「令和7年11月17日10時00分開札〔札幌市電子契約サービス提供業務〕の入札書在中」の旨を記載のうえ、上記2あてに上記(ア)の提出期限までに送付しなければならない。」とあるが、簡易書留やレターパックなどを外封筒（入札書と内訳書をそのままレターパック等へ同封）として問題ないでしょうか。	入札説明書5(2)イ (イ) bに詳細が記載されております。簡易書留やレターパックを外封筒とすることは問題ありませんが、入札書を送付により提出する場合は二重封筒とする必要がございますので、入札書と内訳書をそのままレターパック等へ同封することはできません。 入札説明書5(2)イ (イ) aで作成した封書を外封筒に入れ、その外封に「令和7年11月17日10時00分開札〔札幌市電子契約サービス提供業務〕の入札書在中」の旨を記載のうえ、提出してください。
11	入札説明書	2ページ	5(2)イ (ア)	入札書及び内訳書は令和7年11月14日（金）16時00分以前に到着しても問題ないでしょうか。	問題ございません。
12	入札説明書	-	-	審査様式1、2、3はそれぞれ押印は不要の認識で、日付は作成日の日付で問題ないか。	ご認識の通りです。

札幌市電子契約サービス提供業務 【回答】

令和7年10月29日更新
札幌市財政局管財部契約管理課

NO	資料名称	該当ページ	該当項目	質問内容	回答
13	入札説明書	2ページ	4(6)	「1年以上の履行実績」の解釈について、本業務の仕様書においては、「5（1）サービス導入支援業務」と「5（2）サービス運用支援業務」が明確に区分されております。 これを踏まえ、入札参加資格要件にある「電子契約サービス提供業務に当該クラウドを活用した1年以上の履行実績」とは、貴市の仕様書で定義されている「サービス運用支援業務」（＝国または地方自治体における本番運用）に相当する期間の実績を指すものと解釈いたします。 つきましては、「導入支援」や「試行運用」の期間は「1年以上の履行実績」の算定期間に含まれず、本番運用が開始された時点から起算して1年以上の実績が必要である、という理解でよろしいでしょうか。	「1年以上の履行実績」の算定期間には、開発（導入支援や試行運用）の期間を含めます。 開発から運用保守まで一体となった案件である場合は、審査様式3の記載例を参照し、その旨を記載してください。
14	入札説明書	2ページ	4(6)	「履行実績」の契約形態について、当該「履行実績」は、入札参加者（当該クラウドサービス提供者）が、国または地方自治体と契約当事者として直接契約し、履行した実績を指すもののでしょうか。それとも、販売代理店等を介して納入・履行した実績も含まれるのでしょうか。	国または地方自治体と契約当事者として直接契約し、履行した実績を指しております。販売代理店等を介して納入・履行した実績は含みません。